

杨木県公報

平成20年 12月12日(金) 号外 第129号

目	次	
議	会	

議 会

栃木県議会規則第三号

栃木県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十二月十二日

栃木県議会議長 石 坂 真

栃木県議会会議規則の一部を改正する規則

栃木県議会会議規則(昭和三十七年栃木県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

開次中 第十六章 補則(第百十九条) なる 「第十五章 議員の派遣(第百十八条)

「第十五章 協議又は調整を行うための場(第百十八条)

第十六章 議員の派遣 (第百十九条)

に改める。

第十七章 補則(第百二十条)

第十六章中第百十九条を第百二十条とし、同章を第十七章とする。

第十五章中第百十八条を第百十九条とし、同章を第十六章とする。

第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

- 下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。第百十八条 法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以
- る。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定す
- ければならない。 3 前頃の規定により、協議等の場を設けるに当たつては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしな
- 4 協議等の場の運営その他必要な事頃は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第百十八条関係)

始 楼	E &	構 戉 員	招集権者
各派代表者会議	整各会派間の連絡及び意見調	長経験者を代表する議員上の会派を代表する議員及び議議長、副議長、所属議員三人以	縱両
会議正副委員長・会長	項等に関する協議及び調整委員会等の運営の基本的事	長計会及び協議会の会長及び副会の委員長及び副委員長並びに検会、常任委員会及び特別委員会議長、武を員会	搬雨

綴員全員協議会	整運営等に関する協議及び調県政の重要課題及び議会の	· ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	は、議会事務局長)行う者がないとき議長(議長の職務を
世 据人会	整の運営に関する協議及び調選任されるまでの間の議会一般選挙後議会運営委員が	に議長であつた議員験者を代表する議員及び改選前各会派を代表する議員及び改選前	は、議会事務局長)行う者がないとき庶長(座長の職務を
萨鰀 風號 图 会	及び協議議会の運営等に関する聴取	初当選の議員	は、議会事務局長)行う者がないとき議長(議長の職務を
開審查会栃木県議会情報公	意見の求めに応じた審議一号)第十九条に規定する(平成十二年栃木県条例第栃木県議会情報公開条例	議長が指名した議員	は、議長)行う者がないとき合長(会長(会長の職務を
議会活性化検討会	等に関する調査及び協議議会の活性化のための方策	会派から選出された議員	会長
方検討会企業局事業等あり	関する調査及び協議企業局の事業等のあり方に	会派から選出された議員	名章
移転促進協議会栃木県議会国会等	調査及び協議国会等の移転促進に関する	会派から選出された議員	会団以

治 三

この規則は、公布の日から施行する。